

# 茨城の教育

## 総括安全衛生委員会報告 (2/7)

2月7日(水)に第2回総括安全衛生委員会が開催されました。今回の委員会には、安全衛生管理者である保健体育課長と、安全管理者である保健体育課指導主事の出席がありませんでした。

健康管理医の委員からは、このことについて、また、はじめの予定より30分短縮されたことについて、総括安全衛生委員会ひいては教職員の健康を軽視しているのではないかと苦言が呈されました。

### (1) 県立学校の療休者数や死亡者数について

健康審査会で要休業・要医療の判定を受けた教職員数は、21年度は49人でした。22年度は60人でした。23年度は12月までで45人となっています。

そのうち精神性疾患によるケースは、21年度が33人(全体の67.3%)、22年度は45人(75.0%)、23年度は12月まででは32人(71.1%)

%)となっています。

全国的にも年間5000人台で推移していた教職員の精神疾患による教職者数が、ついに6000人を超えたというニュースがあります。学校現場の休職者数が高止まりしたまま、改善に至るところか、さらに深刻になっています。

県立学校教職員の死亡者数は、21年度は3人でした。22年度は8人でした。23年度は12月までで7人となっています。今年度の7名のうち、2名の方は自らのちを絶たれたとのことでした。

### (2) 県立学校教職員ストレスチェック事業

今年度実施されたストレスチェックの面接指導集計結果が報告されました。今年度、高ストレスと判定された教職員数は883人で、割合は11.6%でした。面接指導申出者は36人でした。高ストレス者の4.1%しか面接指導を申し出ていません。

茨城県高等学校教職員組合  
水戸市平須町1番93

Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@insfu.net  
HP https://ihfsfu.net/

高ストレス判定者数は、1校あたりの平均は6.5名でした。職場ごとにもみると、高等学校ではゼロの学校もありますが、10名以上の学校も18校あり、最大で27名の高ストレス判定の教職員をかかえる高校もあります。

特別支援学校では、1校当たり平均は11人で、最大では19名と高ストレス判定者数の多い職場もあります。

今回の資料では判定者数のみの資料なので、こういった環境で高ストレス判定者が多くなるのかなどの分析ができません。問題解決に向けて分析ができるような情報をもとにした議論が必要です。



### (3) 勤務時間実態調査結果について

前年度10月の調査では、週休日・休日における部活動従事時間等も含めた時間外在校時間合計が45時間を超えた教職員数は、高校では17.2%でした。今年度は、高校では16.4%でした。

しかし、週休日等の部活動従事時間については、昨年度は平均5時間44分で、今年度は6時間5分になっています。特別支援学校では、10月は昨年度も今年度も45時間を超えた人数は0人でした。

しかし、今回の調査でも持ち帰って行った仕事の時間数が集計されていません。特別支援学校では、完全退勤時間や定時退勤日などの取組を、厳格に実施している結果、長時間労働の教職員は少なくなっています。しかし、学校に残って仕事をしていないだけで、学校で終わらない業務を家庭に持ち帰っているだけだという報告がありました。

県教育委員会は、働き方ガイドラインの取組を元とした業務改善・効率化は進んでいると考えているようですが、現場ではその実感はありません。

以前から、健康管理委の方からも、持ち帰りの時間を把握していないことは、労災隠しにつながっていくと批判の声が上がっています。

持ち帰り業務の実態調査は小・中学校では、すでに実施されています。まず、持ち帰りを含めた時間の実態を把握するところから始めるよう改善することを組合としても要求していきます。

また、今回は昨年度の年間360時間超過者割合が報告されました。高校では、34.9%がガイドラインの上限を超えました。特別支援学校では、4.9%と報告されました。

### (4) 県立学校労働安全衛生管理研修会について

今年度は、各学校において本研修の対象教職員以外の職員も受講できるように動画視聴によるeラーニング形式で行ったとのことでした。また、参考動画を校内研修などで活用するように各職場に依頼したとのことでした。

この形式では、何も伝わっていない可能性もある。どのように研修の取組の状況把握をしているのかとの質問がありました。

これに対して、教育委員会の回答は「どこまでできているのかまだ把握していない」でした。

### (5) 健康管理医からみた職場の雰囲気やメンタルヘルスケア等について

教職員の働き方については、厳しい視線が向けられており、

実際の業務がサービス残業化されています。具体的には、保護者面談など保護者が土日でないに参加できない場合、それに応じて、休日でも業務にあたっていることなどが報告されました。業務を減らす環境を作っていく必要があると提言がありました。

また、健康管理委の委員からは、学校管理医に産業医の役割をどれだけ果たしてもらうのか、県教育委員会は医師会などに訴える必要があることが述べられました。

自らのちを絶たれる教職員がいること、精神性疾患で苦しむ教職員が減らない状況を見て、残念ながら、現在の茨城県の県立学校教職員安全衛生管理は、十分な役割を果たしていないのではないかと苦言を述べました。

そして、学校に、産業医の目が入ることで職場環境の改善が適切に行えることが期待できるのだから、県教育委員会は、現在の職場環境がいかにかきびしく、今後教職員の成手がいなくなってしまう恐れがあることを本気で考え、健康管理医に必ずやってほしいこと（例えば、少なくとも2月に1回は職場を巡視して、教職員の健康に必要な措置を講じること）を医師会などとよく話し合って協力を求めてほしいと提言がありました。

## 教育のつどい (2/25) 報告

### ～評価問題について考える～

2月25日（日）に、「教育のつどい2024」を完全オンラインで開催しました。テーマは「成績のつけ方」で、観点別評価導入後の各職場の問題点を交流しました。

最初にレポートを下館工業高校の石塚健一さん（高教組書記長）と水戸特別支援学校の小林秀行さん（高教組執行委員）が報告し、荃崎高校の国井啓介さん（高教組執行委員）が動画で職場の現状を報告しました。

#### (1) 高校における観点別評価

観点別評価については、文科省が平成31年3月29日に「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」という通知を出しています。

その通知の中で、文科省は「学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない」「現行の『関心・意欲・態度』の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向

が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭されていない」「教師が評価のための『記録』に労力を割かれて、指導に注力できない」などの課題を挙げています。

今回の「教育のつどい」の職場の交流でも、観点別の評価のために記録が重視されるあまり、観点別評価が教員の長時間労働の原因になっていることが報告されました。また、工業高校では実習の課題を提出しない生徒は成績が11になっていってしまうことなどが石塚さんから報告されました。

学校や教科で観点別評価の運用ルールを決めている場合は、「こうしなければならない」と教員の評価を縛るものになっている場合も出てきています。観点別評価が入って、教員の仕事



が大変になったと感じている原因になっています。

ところが、文科省の「通知」を読むと、「主体的・対話的で学びの視点からの授業改善と評価」ということで、観点別評価導入とともに授業改善、授業のやり方を変える必要があるということを示しています。

大昔のように、教師が板書しながら説明して生徒がノートを取り、試験を行って点数だけで評価をつけるのではないというのが文科省の主張です。生徒の可能性を引き出すために多様な形式の授業を行い、複数の観点から評価を行うのが観点別評価です。当然、目的は多様な授業改善であり、生徒の多様なよい面を引き出すことです。

しかし、観点別評価導入後の高校の職場は文科省の考えているような「学習改善」や「記録に労力をかけない」などにはなっていません。観点別評価の運用の仕方の前に、管理職が先頭に立って文科省の「通知」を学習し、「授業改善」や「学習改善」に務めるべきです。

#### (2) 特別支援学校における観点別評価

小林さんのレポートからは高校と違った問題が特別支援学校の場合あることが分かりました。もともと、特別支援学校では

高校と違って定期試験がありませんから、生徒に対する評価は一人一人の現状を踏まえて課題を作ってどれくらいできたかを文章で表現して評価してきました。

特別支援学校では、観点別評価を導入する前から観点別評価を実施してきたとすることができます。そして、実際の評価は「個別の指導計画」を作成する中で行われてきました。

ところが、観点別評価が特別支援学校にも導入されるようになって、「関心・意欲・態度」等の記述が求められるようになって、「個別の指導計画」作りは非常に大変なことになってしまったということです。教育委員会も記述を求めるだけで、例文なども作っていません。

小林さんによると、特別支援学校では、担任が書いた「個別の指導計画」が起案されると、学年主任、学部主事、教務主任、管理職などから細かく文言や文章表現のチェックを受け、場合によっては大幅な修正を求められることもあるとのこと。明らかな誤字脱字や不適切な文章表現などは訂正は必要でしょうが、こういう中では、文科省の観点別評価導入の目的にあるような「授業改善」や「学習改善」の話になりにくくなっています。